

## 議案第11号

### 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年久慈市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第1項中「勤務時間を割り振らない日」の次に「（第3項及び第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、職員（任命権者が別に定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、任命権者が別に定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として任命権者が別に定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第5条中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第9条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「これらの規定中」を「第1項中」に、「「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び」を「並びに第2項及び前項中」に改める。

第9条の2第1項中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加える。

第16条第1項中「配偶者の父母その他規則で定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第9条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

令和7年2月20日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

国の例を参考として、勤務時間を割り振らない日を設定できる措置及び仕事と介護との両立に資する制度に係る措置を設けるとともに、時間外勤務の制限の対象となる

子の範囲を拡大しようとするものである。

議案第12号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（平成18年久慈市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第4項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「週休日」の次に「並びに勤務時間等条例第3条第3項及び勤務時間等条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日」を、「の日数」の次に「の合計日数」を加える。

第13条第3項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「週休日」の次に「又は勤務時間等条例第3条第3項及び勤務時間等条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日」を加え、同条第6項中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加える。

第14条中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

第15条の2第1項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「週休日」の次に「若しくは勤務時間等条例第3条第3項及び勤務時間等条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日」を加える。

別表第2のイの表備考中「栄養士」の次に「、管理栄養士」を加える。

別表第3のウの表中	「1級	1 栄養士の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査技師の職務	を
-----------	-----	---	---

「1級	1 栄養士の職務	に改め、同表2級の項中
	2 管理栄養士の職務	
	3 診療放射線技師の職務	
	4 臨床検査技師の職務	

「栄養士」の次に「、管理栄養士」を加え、同表3級の項中「主任栄養士」の次に「、主任管理栄養士」を加え、同表4級の項中「主席栄養士」の次に「、主席管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月20日提出

提案理由

国の例を参考として、勤務時間を割り振らない日に係る給与の支給方法等の規定を改めるとともに、栄養士法の一部改正に伴い、医療職に管理栄養士を加えようとするものである。

議案第13号

へき地保育所条例の一部を改正する条例

へき地保育所条例（平成18年久慈市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第1条の表久慈市立夏井保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月20日提出

久慈市長 遠 藤 譲 一

提案理由

久慈市立夏井保育園を廃止しようとするものである。

議案第14号

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年久慈市条例  
第17号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月20日提出

久慈市長 遠 藤 讓 一

提案理由

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育  
事業所等の運営において、特例的に食事の提供ができる場合の資格の要件に、管理栄  
養士を加えようとするものである。

議案第15号

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年久慈市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に、「平成32年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月20日提出

久慈市長 遠 藤 譲 一

提案理由

国の放課後児童健全育成事業の実施に係る通知の一部改正に伴い、放課後児童支援員の基準を改めようとするものである。

## 議案第16号

### 水道法施行条例の一部を改正する条例

水道法施行条例（平成24年久慈市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（布設工事監督者の資格）

第3条 法第12条第2項（法第31条において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科におい

て1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業し

た者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月20日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めようとするものである。

議案第17号

教育奨励基金条例の一部を改正する条例

教育奨励基金条例（平成18年久慈市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（基金の用途）

第2条 基金は、第6条の褒賞に要する経費に充てるものとする。

第3条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第4条を次のように改める。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

第6条を次のように改める。

（褒賞）

第6条 この基金による褒賞は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる者を対象とする。

区分	対象者	篤志者
文化賞	児童生徒の作文、書写、図工及び音楽の学習に優れた者	下新貞郎氏
体育賞	(1) 学校体育及び社会体育の振興及び発展のため優れた者 (2) 野球の振興及び発展のため優れた者	兼田忠吉氏 菅忠良氏
学校保健賞	学校保健の向上のため優れた者	黒沼末蔵氏

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月20日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

基金の額に係る規定を改め、併せて所要の改正をしようとするものである。

議案第18号

市民文芸賞条例の一部を改正する条例

市民文芸賞条例（平成18年久慈市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（積立て）

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

第5条を次のように改める。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月20日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

基金の額並びに運用益金の使途及び処理に係る規定を改めようとするものである。

## 議案第19号

基本構想の期間の変更に関し議決を求めることについて

久慈市総合計画基本構想の期間を変更することに関し、久慈市議会基本条例（平成26年久慈市条例第8号）第10条の規定により、議会の議決を求める。

変更の内容

項目	変更前	変更後
計画の期間	平成28年度から 令和7年度まで	平成28年度から 令和8年度まで

令和7年2月20日提出

久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

次期久慈市総合計画基本構想の策定を市長任期と連動させるため、久慈市総合計画基本構想の期間を変更しようとするものである。

## 議案第20号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更に関し議決を求めること  
について

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を別添のとおり変更することに関し、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

### 提案理由

辺地の公共的施設を整備するに当たり、総合整備計画を変更しようとするものである。

総合整備計画書新旧対照表

変更案	現 行																																														
<p>2 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p>当辺地は、市中心部から南に約 13km 離れた山間地に位置している。辺地内には複数の集落が散在しており、平成 28 年台風 10 号被災時には道路の寸断により、一時的に集落の孤立が生じている。住民の生活道であり、医療・消防等のサービス提供基盤として住民生活の向上に資する道路網の整備を行うものである。</p> <p><u>また、有事の際に消防活動の拠点となる屯所は、整備されてから約 30 年経過しており、施設の老朽化が著しいことから、市民の生命及び財産を守る機能の維持を図るため消防施設の整備を行うものである。</u></p> <p>3 公共的施設の整備計画 令和 3 年度から令和 7 年度まで 5 年間 (単位 千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体名</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村道・橋りょう</td> <td>久慈市</td> <td>188,000</td> <td></td> <td>188,000</td> <td>188,000</td> </tr> <tr> <td><u>消防施設</u></td> <td><u>久慈市</u></td> <td><u>36,695</u></td> <td></td> <td><u>36,695</u></td> <td><u>36,600</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td><u>224,695</u></td> <td></td> <td><u>224,695</u></td> <td><u>224,600</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	特定財源	一般財源	市町村道・橋りょう	久慈市	188,000		188,000	188,000	<u>消防施設</u>	<u>久慈市</u>	<u>36,695</u>		<u>36,695</u>	<u>36,600</u>	合 計		<u>224,695</u>		<u>224,695</u>	<u>224,600</u>	<p>2 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p>当辺地は、市中心部から南に約 13km 離れた山間地に位置している。辺地内には複数の集落が散在しており、平成 28 年台風 10 号被災時には道路の寸断により、一時的に集落の孤立が生じている。住民の生活道であり、医療・消防等のサービス提供基盤として住民生活の向上に資する道路網の整備を行うものである。</p> <p>3 公共的施設の整備計画 令和 3 年度から令和 7 年度まで 5 年間 (単位 千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体名</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村道・橋りょう</td> <td>久慈市</td> <td>188,000</td> <td></td> <td>188,000</td> <td>188,000</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>188,000</td> <td></td> <td>188,000</td> <td>188,000</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	特定財源	一般財源	市町村道・橋りょう	久慈市	188,000		188,000	188,000	合 計		188,000		188,000	188,000
施設名				事業主体名	事業費		財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額																																						
	特定財源	一般財源																																													
市町村道・橋りょう	久慈市	188,000		188,000	188,000																																										
<u>消防施設</u>	<u>久慈市</u>	<u>36,695</u>		<u>36,695</u>	<u>36,600</u>																																										
合 計		<u>224,695</u>		<u>224,695</u>	<u>224,600</u>																																										
施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額																																										
			特定財源	一般財源																																											
市町村道・橋りょう	久慈市	188,000		188,000	188,000																																										
合 計		188,000		188,000	188,000																																										

## 総合整備計画書

岩手県 久慈市 深田辺地

(辺地の人口 68 人 面積 20.5k㎡)

### 1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

久慈市山根町深田

(2) 辺地の中心の位置

久慈市山根町深田第11地割29番地4

(3) 辺地度点数

137点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市中心部から南に約13km離れた山間地に位置している。辺地内には複数の集落が散在しており、平成28年台風10号被災時には道路の寸断により、一時的に集落の孤立が生じている。住民の生活道であり、医療・消防等のサービス提供基盤として住民生活の向上に資する道路網の整備を行うものである。

また、有事の際に消防活動の拠点となる屯所は、整備されてから約30年経過しており、施設の老朽化が著しいことから、市民の生命及び財産を守る機能の維持を図るため消防施設の整備を行うものである。

### 3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで5年間

(単位 千円)

施設名 / 事業主体名		区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
市町村道・橋りょう		久慈市	188,000		188,000	188,000
消防施設		久慈市	36,695		36,695	36,600
合		計	224,695		224,695	224,600